
第5章 給水装置工事に係る手続き等

5.1 申請手続き

申請手続きは、「給水装置工事申請手続き手順」に定めるとおり。

【補足事項】

次のとおり、「給水装置工事申請手続き手順」を定める。

『給水装置工事申請手続き手順』

【給水装置工事の申請に必要な書類】

給水装置工事（新設・改造・修繕・撤去）申込書（様式第1号）

[提出書類]

- ・委任状
- ・その他、状況に応じて誓約書、承諾書等を提出する。
 - ①区画整理事業中（仮換地証明書、底地証明書、移転証明書等）
 - ②3階建て建物への直結直圧給水（承諾書等）
 - ③直結増圧給水（承諾書等）

給水装置工事設計審査申請書（様式第2号）

[提出書類]

- ・案内図
- ・計画平面図、計画立体図
- ・分岐工事施工計画書（分岐工事の場合）

上記の書類を揃えて、工事の申請手続きを行う。

場合により申請受理後、水道部で現地調査を行うことがある。

[問題がなければ]

「給水装置工事（新設・改造・修繕・撤去）承認書」
「給水装置工事設計審査承認書」 } を水道部が交付する。

承認書交付までの期間は、給水装置工事申込書の受付の日から起算して、おおむね7日程度（土・日曜日・官公署の定める休日は除く。）とする。

国道、県道、河川区域等の占用申請を伴うものについては、別途期間を要する。

[問題があれば]

水道部との協議により調整を行う。

承認書交付は、別途期間を要する。

（注意）承認書が交付されてから工事に着手すること。

[分岐工事の日程が決まったら]

指定工事業者は、分岐工事検査願（様式第3号）を原則として検査を行う日の7日前までに提出をする。

工事日程の予約を行う。（土・日曜日・官公署の定める休日、工事抑制期間等は除く。）

また、必要に応じて、工事当日に水道部が立会を行う。

◎サドル分水栓等は、（社）日本水道協会認証品を使用すること。

[分岐工事当日]

指定工事業者は、工事着工前に、水道部に連絡をする。また、悪天候の場合は、再度分岐工事の日程を調整をする。

[分岐工事終了後]

指定工事業者は、速やかに、「オフセット図」と「工事写真」を提出する。

◎水道部が審査後、「分岐工事検査結果書」を交付する。

[一般用（青メーター）で使用したい場合]

指定工事業者は、給水申込書に次の書類を添えて申請手続きを行う。
(給水申込書を提出するまでに、分担金の納入を行う。)

- ・「給水装置工事（新設・改造・修繕・撤去）承認書」
 - ・「給水装置工事設計審査承認書」
- (いずれも、2枚組のうちピンク色の用紙)

[工事用（赤メーター）で使用したい場合]

指定工事業者は、給水申込書に次の書類を添えて申請手続きを行う。
(給水申込書を提出するまでに、概算料金の納入を行うか、誓約書の提出を行う。)

- ・「給水装置工事（新設・改造・修繕・撤去）承認書」
 - ・「給水装置工事設計審査承認書」
- (いずれも、2枚組のうちピンク色の用紙)

[給水装置工事が完了したら]

指定工事業者は、入居前すみやかに、竣工検査を受ける。

- ・「給水装置工事竣工検査願（様式第4号）」
- ・「給水装置工事（新設・改造・修繕・撤去）承認書」（水色の用紙）
- ・「給水装置工事設計審査承認書」（水色の用紙）
- ・「竣工平面図、竣工立体図 各2部」
- ・「チェックリスト（主任技術者による検査項目の事前検査済表）」

指定工事業者は、上記の書類を揃えて、原則として竣工検査を行う日の7日前までに申請を行い、検査日時を決める。検査日当日、現地で検査を行う。

検査終了後に水道部が「竣工検査結果書」を交付する。

5.2 検査

給水装置工事主任技術者が行う検査について、次のとおりとする。

- 1 給水装置の構造・材質基準に適合していることの検査及び確認
- 2 施工を行った給水装置の耐圧試験及び水質試験
- 3 完了届等の書類検査
- 4 水道部の実施する検査の立会

水道部が行う検査について、次のとおりとする。

- 5 分岐工事検査
- 6 竣工検査

給水装置所有者への引き渡しについて

- 7 竣工検査合格完了後、速やかに所有者へ給水装置の引き渡しを行うこと。

【補足事項】

給水装置工事主任技術者の責務は、次のとおりである。

- ①給水装置工事に関する技術上の管理
- ②給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認

これらの項目について、給水装置工事が適正に施工されるため、並びに施工されたことの検査・確認を行わなければならない。

- 1 給水装置の構造・材質基準に適合していることの検査及び確認を行うこと。
- 2 施工を行った給水装置の耐圧試験及び水質試験
 - (1) 0.50MPaを負荷してその状態を5分間以上保持し、水圧の低下が見られないこと。
 - (2) 残留塩素(0.1mg/L以上)、臭気、味、色、濁りについて、異常がないこと。
- 3 提出する書類と実際の施工内容に相違がないように、責任をもって確認すること。
- 4 水道部の実施する立会検査は、「分岐工事検査」と「竣工検査」がある。
- 5 分岐工事検査は書類審査により行い、提出書類は次に定めるとおりとする。
 - (1) 提出書類

- ①給水管分岐工事検査願（様式第3号）。
- ②分岐工事オフセット図。
- ③三郷市給水管分岐工事写真撮影マニュアルに基づく写真。
- ④サドル分水栓取り付け後の水圧試験が確認できる写真。
- ⑤穿孔作業において、配水管の管種がDIP・CIPまたは鋼管から分岐する場合、防食コアの装着状況が明確に確認できる写真。

水道部職員の立会による立会検査の実施は、給水管分岐工事検査要領第4条に定める場合とする。

（給水管分岐工事検査要領第4条より、抜粋）

第4条 前条による、職員が立会すべき検査は下記の場合とする。

- （1）三郷市指定給水工事業者に指定された指定工事業者が、初めて給水管分岐工事をする場合。
- （2）開発等に伴う給水管分岐工事で分岐管口径が50mm以上のときで必要と認めた場合。
- （3）配水管が石綿セメント管またはポリエチレン管などの老朽管の場合で、給水管分岐工事の施工により配水本管または近接分岐管などに水質、水圧等安定給水の支障になることが懸念されるときで必要と認めた場合。
- （4）その他必要と認める場合。

6 竣工検査について、その検査内容を次に定める。

（1）書類審査

①位置図

- 1）工事箇所が明記されている。
- 2）工事箇所がわかるよう、道路や主要構造物が記入されている。

②平面図、立面図等

- 1）方位が記入されている。
- 2）建物の位置、構造等が記入されている。
- 3）道路種別等、付近の状況が確認できる。
- 4）隣接家屋の給水栓番号や敷地境界が確認できる。
- 5）平面図と立面図等の図面の整合性がとれている。
- 6）隠ぺいされた部分の配管状況が明記されている。
- 7）使用材料、口径、延長が明記されている。
- 8）使用材料について、性能基準適合品であることが確認できる。
- 9）構造・材質基準に適合した施工方法であることが確認できる。

(2) 現地検査

①屋外検査

- 1) 分岐部オフセットが正確に測定されていて、現地確認できる。
- 2) 水道メーターの向きが、水道水の流れに対して正確である。
- 3) 水道メーターが水平に取り付けられている。
- 4) 水道メーターの検針、交換に支障の無いことが確認できる。
- 5) 止水栓の取り付けが正確である。また、操作に支障がないことが確認できる。
- 6) スピンドルの位置が筐に対して中心に設置されている。
- 7) 埋設深さが所定の深さで確保され、確認できる。
- 8) 管延長が竣工図面に記入されている延長と相違がない。
- 9) 筐、ます等に傾きがないこと、維持管理上の問題がないことが確認できる。

②配管

- 1) 延長、給水用具等の位置が竣工図面と合致する。
- 2) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのある加圧ポンプ等に直接連結されていないことが確認できる。
- 3) 口径、布設経路、構造等が適切である。
- 4) 水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がとられている。
- 5) 逆流防止のための給水用具が適切に使用されている。
- 6) クロスコネクションがおこなわれていない。また、適切な接合が行われている。
- 7) 使用材料について、性能基準適合品であることが確認できる。

③給水用具

- 1) 使用材料について、性能基準適合品であることが確認できる。
- 2) 適切な接合が行われている。

④受水槽

- 1) 吐水口と越流面等との位置関係が確認できる。

⑤機能検査

- 1) 通水後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水口、動作状態等について確認できる。

⑥耐圧試験

- 1) 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜け等がないことが確認できる。

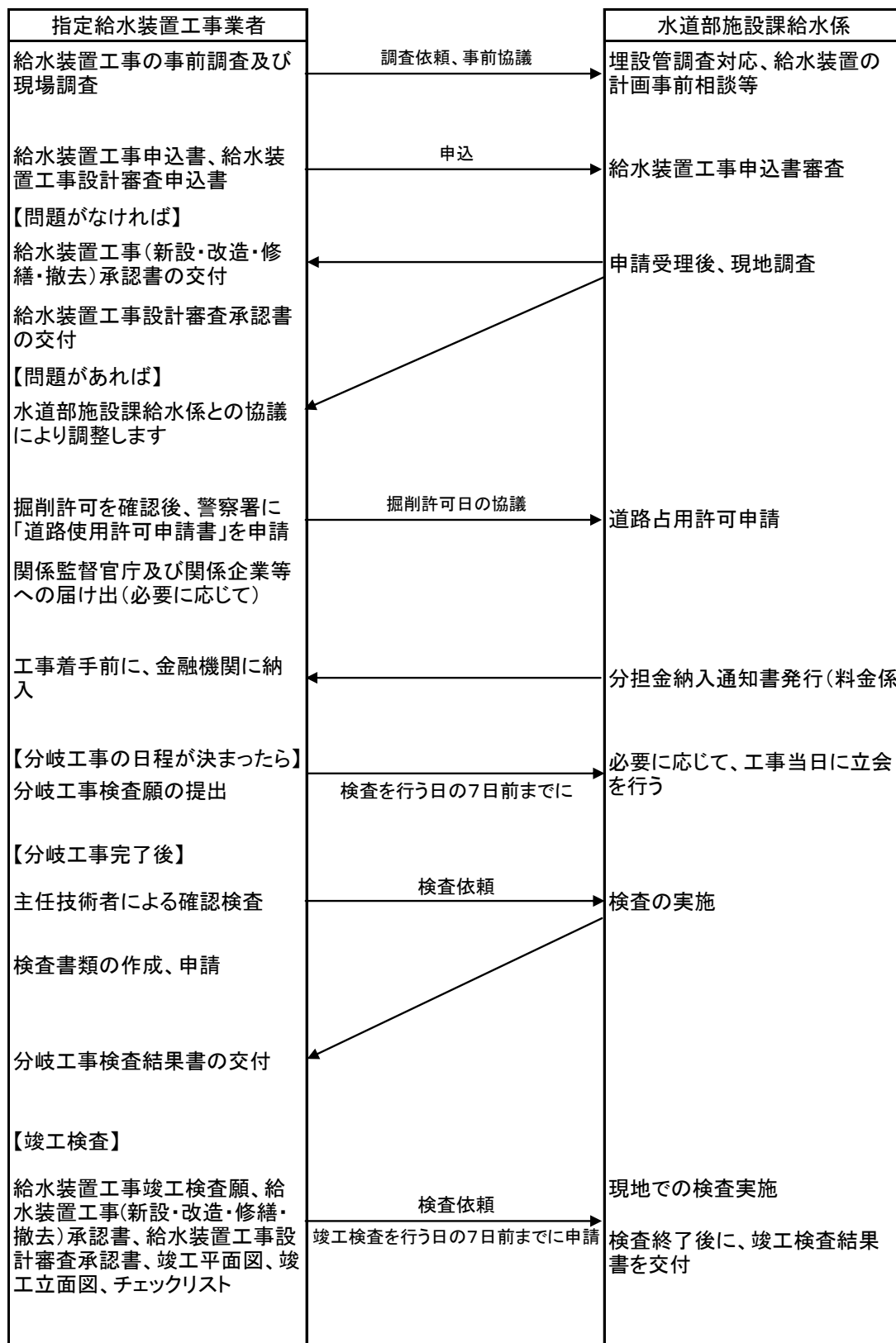
⑦水質の確認

- 1) 残留塩素、臭気、味、色、濁りについて、判定基準により異常がないこと。

7 所有者へ給水装置の引き渡しを行う際の注意事項。

- (1) 給水装置工場の資料（写し）を引き渡すととも、工事内容（宅内埋設管の布設状況等）を説明すること。
- (2) 給水装置の管理区分の説明を行うこと。

給水装置工事 フロー図



5. 3 市街化区域内における開発行為等に伴う給水管の布設取り扱い

市街化区域内での開発行為及び開発行為に準ずる建築物の建築に伴う給水管の布設について、申込者が自己の費用で配水管を布設する場合、三郷市水道事業配水管布設計画との整合を図るために、布設工事の取り扱いを定める。

【補足事項】

1. 1 「三郷市開発事業等の手続等に関する条例第3条」に定める開発行為等に該当する場合は、「同条例第19条」により、配水管の布設費用は申込者の負担とする。
2. 開発行為に準ずる建築物の建築の場合においても、前項と同様とする。開発行為に準ずる建築物とは、宅地分譲2戸以下、共同住宅あるいは長屋住宅で5戸以下の建築物のことをいう。
3. 配水管布設口径は、原則として75mm以上とする。

5. 3. 1 上水道の整備

三郷市開発事業等の手続等に関する条例

第19条関係

水道法(昭和32年法律第177号)、三郷市水道事業給水条例(平成9年条例第27号)、三郷市水道事業給水条例施行規則(平成10年規則第11号)及び別に定める基準に基づき、適切な給水装置を整備しなければならない。

三郷市開発事業等の手続等に関する条例施行規則

第10条関係

水道の整備

給水装置の整備基準等

- 1 開発事業に伴い、配水管及び給水管の布設工事又は改良工事が必要となる場合は、事業者の費用負担において施工するものとする。
- 2 事業者は、市長が開発区域において配水計画を定めているときは、当該計画に整合するように配水管を設置するものとする。この場合において、当該配水管の設計に当たっては、事前に市長の承認を得るものとする。
- 3 第1項の規定により布設又は改良した配水管で市長が必要と認めるものは、工事の検査に合格した後、市に無償で引き継ぐものとする。
- 4 給水装置は、三郷市給水装置工事設計施工基準によるものとする。

5. 3. 2 開発行為等事前協議における給水計画図

用語解説、特記事項、給水計画図等の記載例を資料に記す。